

那須の森ヴィレッジ宿泊約款

(本約款の適用範囲)

- 第1条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当施設が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍、職業及び住所
 - (2) 宿泊日
 - (3) その他当施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとします。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第19条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります

ます。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないものであるとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、次に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
 - (1) 宿泊日を含め3日前から前日までに解除した場合、1人1泊につき1,000円。
 - (2) 宿泊日当日に解除した場合、1人1泊につき3,000円。
- 3 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。
- 4 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は、遅延その他宿泊者の責めに帰さない理由によるものであることを証明したときは、第2項の違約金はいただきません。

(当施設の契約解除権)

第7条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
 - (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- 2 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。また、その予約についてすでに収受した申込金があれば返還します。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当施設が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌日の午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には利用者（満3歳未満を除く）1人当たり1時間につき100円の時間超過使用料を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に提示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当施設の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けのインフォメーション、各所の指示、フロント等でご案内いたします。

- | | | | |
|-----|------------|----|-------------|
| (1) | センターハウス | | 6:00~24:00 |
| (2) | レストラン「石楠花」 | 朝食 | 7:30~9:00 |
| | | 夕食 | 17:30~20:30 |
| (3) | レストラン「茶臼」 | 夕食 | 17:30~20:30 |
| (4) | ラウンジ「りんどう」 | | 7:30~20:00 |
| (5) | 大浴場・露天風呂 | 朝 | 6:00~10:00 |
| | | 夜 | 15:00~24:00 |
| (6) | テニスコート | | 9:00~17:00 |

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めた宿泊利用券により、宿泊客の出発の際又は当施設が請求したとき、当施設のフロントにおいて行っていただきます。

- 2 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第13条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれら

の不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。この場合、客室の提供ができなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、損傷等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。

2 宿泊客が、当施設内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当施設の故意又は過失により滅失、損傷等の損害が生じたときは、当施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明示のなかったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き15万円を限度としてその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

2 前項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、前条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車の実責任)

第17条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

(宿泊の実責任)

第18条 当施設の宿泊に関する責任は、宿泊客が当施設のフロントにおいて宿泊の登録を行ったとき、又は客室に入ったときのいずれかに始まり、宿泊客が出発するために客室を空けたときに終わります。

2 宿泊客が当施設内に提示した利用規則に従わないために発生した事故等に関しては、当施設はその責任を負いません。

(宿泊客の責任)

第19条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

那須の森ヴィレッジ個人情報保護方針

(1) 法令等の遵守

当施設は、個人情報保護に関する法令やその他規範を遵守徹底し、お客様からお預りした個人情報の保護に努めます。

(2) 利用目的

お客様の個人情報（お名前、ご住所、電話番号、e-mail アドレス、お勤め先、外国人のお客様については国籍及び旅券番号、利用内容等）は、以下の利用目的の範囲内で利用します。

- ① ご宿泊・お食事・ご宴会等のサービスの提供
- ② ご予約の確認などのご連絡
- ③ 当施設の品質向上のため
- ④ 宿泊プランなどのご案内（ダイレクトメール）
- ⑤ 法令の規定するところ

(3) 第三者提供をする場合

当施設は、お客様の個人情報を、以下の場合を除き、お客様の同意を得ることなく第三者に提供しません。

- ① お客様からのご依頼があった場合
- ② お客様がご利用になった旅行会社の窓口に報告が必要な場合
- ③ お客様がご利用になった助成券等の発行者に報告が必要な場合
- ④ 急病やおケガの手当てなど緊急を要し、お客様から了承をいただくことが困難な場合
- ⑤ 当施設の業務の一部を委託会社に委託する場合
- ⑥ 法令に基づく提供要求があった場合

(4) 安全管理措置

当施設は、個人情報の管理には細心の注意を払い、不正アクセス、漏えい、滅失及び改ざん等を防止するために必要かつ適切な措置を講じます。

また、従業員に対しては適切な教育を行い、知識や意識の向上を図る他、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合は、委託先を審査し、必要かつ適切な監督を行います。

(5) 開示、訂正及び利用停止について

当施設が保有する個人データについて、ご本人から開示、訂正、及び利用停止を求められた場合は、下記窓口にて迅速な対応に努めます。法令等の定めに従って、求めに応じないこととするときは、その理由を説明することといたします。

(6) お問い合わせ窓口

千葉県市町村職員共済組合 福祉課 厚生係 043(248)1114

土日祝日・年末年始を除く 午前9時から午後5時まで

(担当者が不在となる場合もございます。その場合は折り返しご連絡申し上げます)

那須の森ヴィレッジ利用規則

那須の森ヴィレッジでは、お客様が安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第10条の規定に基づき、次のとおり利用規則を定めておりますので、お守りください。

この規則で定められた事項をお守りいただけない場合には、宿泊約款第7条の規定により、やむを得ずご宿泊及び諸施設のご利用をお断わり申しあげることもございます。また、事故が起きた場合には、お客様に損害のご負担をいただくこともありますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

1 客室のご利用について

- (1) ご宿泊登録者以外の方のご宿泊はご遠慮ください。
- (2) ご訪問客との面会は、フロントロビー若しくはラウンジでお願いします。
- (3) 未成年者のみのご宿泊は、保護者の許可のない限り、お断わりいたします。また、薬物・飲酒等により理性を失うなどして、他のお客様に迷惑と不安をおよぼすご利用者もご遠慮ください。
- (4) 長期のご宿泊利用により、居住に関する法律上の権利が発生するものではないことをご了承ください。
- (5) 当施設以外への飲食物のご注文等はご遠慮ください。

2 客室内

- (1) 客室内及び廊下では、当施設の許可なく暖房用・炊事用等の火気及びアイロン・キャンドル等をご使用にならないでください。また、客室内での調理は堅くお断わりいたします。
- (2) 客室内は禁煙です。喫煙は指定のところでしていただきますようお願い申し上げます。
- (3) 当施設の許可なく客室を営業行為・事務所・パーティー等、ご宿泊以外の目的にはご使用にならないでください。
- (4) 当施設の許可なく客室内の備品を移動したり、本来の目的以外の用途にはご使用にならないでください。
- (5) 当施設の許可なく客室内に造作を施し、あるいは改造したりしないでください。
- (6) 客室内の小物備品は、客室外に持ち出さないでください。

3 部屋の鍵

- (1) ご滞在中は、施錠をご確認ください。
- (2) 外出されるときは、ルームキーをフロントへお預けください。

4 貴重品

ご滞在中は、現金、貴金属、その他貴重品の保管については、客室備え付けの金庫のご利用又はフロント横のフリーボックスにお預けください。

5 お預り物

お預り物の保管期間は、特にご指定のない限り1ヵ月とさせていただきます。保管期間を経過したお預り物は、法令に基づきお引き取りの意思がないものとして処理いたします。

6 遺失物

遺失物の保管期間は、発見日を含めて7日間とし、その後最寄りの警察署にお届けいたしますので、ご了承ください。

7 駐車場のご利用

- (1) 駐車場の車内に貴重品及びその他の物品を留置しないでください。駐車中における紛失・盗難等については、その責任を負いかねます。
- (2) 当施設の係員による車両の代行移動はいたしかねますので、ご了承ください。

8 お会計

- (1) ご利用料金のお支払いは、現金、クレジットカード又は当施設が認めた宿泊利用券とさせていただきます。
- (2) ご滞在中でもご利用料金のご精算をお願いする場合がございますので、その都度お支払いをお願いいたします。
なお、当施設がご請求してもお支払いがない場合は、お部屋を明け渡していただく場合がございます。
- (3) ご宿泊期間の延長を希望された場合は、すでに経過した期間のご利用料金のご精算をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
- (4) 法定の税金の他にサービス料として、お勘定の10%をいただいておりますので、お心付けなどのご辞退申しあげます。

9 当施設では他のお客様のご迷惑になる次の物の持ち込み、又は行為はご遠慮ください。

- (1) 犬・猫・小鳥などその他愛玩動物。
- (2) 発火又は引火性のもの。
- (3) 悪臭・害毒を発するもの。
- (4) 法令で所持を禁じられているもの。
- (5) とばく・威圧的な言動・風紀を乱すような行為、他のお客様に嫌悪感を与え、迷惑（騒音なども含む）になるような行為と言動。
- (6) 広告、宣伝物の配布、物品の販売、勧誘など。

10 その他

- (1) 当施設内のフロントロビー・ラウンジ・廊下等のパブリックスペースに所持品を放置しないでください。
- (2) 資源を大切に使うため、節電・節水にご協力をお願いいたします。